

公 告

令和 7 年度桜井市被災者支援システム一式に係る調達の入札を実施するにあたり、一般競争入札最低価格落札方式による事業者選定を行うため、別途入札説明書および仕様書等のとおり参加事業者を募集する旨公告します。

令和 7 年 11 月 12 日

桜井市長 松 井 正 剛

1. 入札物件名称

令和 7 年度桜井市被災者支援システム一式に係る調達

2. 入札物件、数量および特質

- ① 被災者支援システム 一式
- ② 画像格納サーバー 1 台
- ③ 管理端末 PC 1 台
- ④ タブレット端末 1 台
- ⑤ モバイルルーター 1 台

3. 構築期間

契約締結日から令和 8 年 2 月 28 日まで

4. 納入場所

〒633-8585
桜井市大字栗殿 432 番地の 1
桜井市役所本庁舎内

5. 一般競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件を満たす事業者であること。

- (1) 入札書の提出の日から開札の日までの期間に、桜井市物品購入等の契約に関する入札参加停止措置要綱による入札参加停止措置（以下「入札参加停止」という。）を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (3) 経営不振の状態（会社更生法【平成 14 年法律第 154 号】第 17 条第 1 項の規定により、更生手続き開始の申し立てをしたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項の規定に基づき、再生手続き開始の申し立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等をいう。）にないこと。ただし、同法に基づく再生手続き開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続き開始の申し立てをしなかった者又は申し立てがされなかったものとみなす。
- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団および同条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。

- (5)桜井市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 21 条）第 2 条第 1 号若しくは第 2 号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (6)本市の「令和 7 年度入札参加者資格者名簿」において、営業種目の「Q 委託業務」－「11 電算業務」に登録された事業者であること。
- (7)次の①に掲げる書類を令和 7 年 11 月 19 日（水）午後 5 時必着の「11. 事務局」に示す提出場所に提出した者。

①参加表明書（様式ア）

※記載いただいたメールアドレス宛に、仕様に関する質問の回答等を送付させていただきます。

- (8)次の①～②に掲げる書類を令和 7 年 12 月 1 日（月）午後 2 時（必着・郵送可）までに、「11. 事務局」に示す場所に提出した者で、①の承認を受けた者。

①適合規格承認申請書（様式1-1）

②実施体制届（様式2）

6. 入札の場所および日時

〒633-8585

奈良県桜井市大字栗殿 432-1 桜井市 本庁舎 3 階 入札室

令和 7 年 12 月 8 日（月）午前 10 時 00 分

7. 入札保証金および契約保証金

(1)入札保証金

免除します。

(2)契約保証金

契約の相手方は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、桜井市の契約規則の契約保証金免除項目に該当する場合は免除される場合があります。

8. 入札の無効

次に掲げる(1)～(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1)この公告および入札説明書に示した競争入札参加資格のない者の入札。
- (2)指定の期日までに必要書類の提出がなかった者の入札。
- (3)入札書記載の金額を加除訂正した入札。
- (4)伝送をもって送付してきた入札。
- (5)入札書に記名押印を欠く入札。
- (6)入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札。
- (7)同一入札者がなした同一事項についての 2 以上の入札。
- (8)入札に際して公正な入札の執行を妨害する行為があったと認められる入札。
- (9)その他、入札に関する条件に違反した入札。

9. 落札者の決定方法

- (1)開札は、入札に参加する者又はその代理人が出席して行うものとします。
- (2)予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、予定価格の制限に達した価格の入札が無い場合や、入札書に記載の内訳が「2. (2)事業の上限価格」を超える場合は、直ちに再度入札（2 回実施、計 3 回）を実施します。なお、再度入札を辞退する場合は、再度入札辞退届を提出

してください。

- (3) 落札者となるべき同金額の入札者が 2 以上ある場合は、直ちに「くじ」で落札者を決定します。
- (4) 落札者は、入札終了後速やかに見積積算内訳書を提出してください。
- (5) 再度(2 回目)の入札によっても予定価格の制限に達した価格の入札が無い場合は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定に基づく手続きに準じて、最低の価格をもって有効な入札を行った者を相手として、随意契約を締結するための協議を行うことがありますので、その際には見積書を提出してください。

10. 契約の締結および契約書作成の要否

- (1) 落札者と桜井市による構築委託契約、システム利用契約の締結を要します。また、契約書作成に要する費用については、落札者による負担とします。
- (2) 利用契約は長期継続契約とする。
※ただし、毎年度の予算成立を条件とする。

11. 事務局

〒633-8585

奈良県桜井市大字栗殿 432 番地の 1

桜井市 危機管理課 本庁舎 3 階

電話:0744-42-9111 (内線 1411)